

静岡県浜松内陸コンテナ基地 指定管理者業務基準

令和7年9月

目 次

1 管理対象施設等	1
(1) 土地	1
(2) 建物	1
(3) 工作物	2
(4) 物品（備品）	2
(5) 行政財産使用許可施設等の状況	3
(6) 電話加入権の状況	4
2 開場時間及び休場日	4
(1) 開場時間	4
(2) 休場日	4
3 指定期間	4
4 業務の内容	4
(1) コンテナ基地を輸出入業者等の使用に供する業務	4
(2) 外国貿易に関する情報又は資料の収集、提供に関する業務	6
(3) 輸出貨物のコンテナ化の促進に関する業務	6
(4) コンテナ基地の利用促進に関する業務	6
(5) 外国貿易の振興に寄与するために実施する業務	7
(6) コンテナ基地の維持管理に関する業務	7
(7) その他コンテナ基地の管理に関して知事が必要と認める業務	9
別紙1 浜松内陸コンテナ基地主要施設配置図	11
別紙2 浜松内陸コンテナ基地施設保守管理業務一覧	12
資料1 警備業務基準	14
資料2 清掃業務基準	16
資料3 自家用電気工作物保安管理業務の細目及び基準	21
資料4 消防設備等点検及び消防訓練基準	23
資料5 冷凍空調機器保守点検業務基準	31
資料6 シャッター保守点検業務基準	33
資料7 廃棄物処理業務基準	35
資料8 トラック・スケール保守点検・定期検査業務基準	36
資料9 門・囲障（生垣を含む。）保守管理業務基準	37
資料10 有害鳥獣駆除作業基準	39

静岡県浜松内陸コンテナ基地における管理運営業務基準

静岡県浜松内陸コンテナ基地（以下「コンテナ基地」という。）の指定管理者が行う管理運営業務の内容、範囲及び基準は、この基準による。

1 管理対象施設等

(1) 土地

- ア 所在番地 浜松市中央区流通元町5番1号
- イ 公簿面積 32,775.80 m²
- ウ 実測面積 32,921.24 m²

(2) 建物

番号	名称	種目	構造 規模	建築年月日	建築面積 延面積 (m ²)	備考
1	管理棟	事務所建	軽量鉄骨造	S46. 5. 10	590 588	H10. 1 月 コントロール室(2階、97.4 m ²)部分を撤去 H23 耐震補強工事実施
2	コンテナ・フレー ト・ステーション (CFS 1号棟)	倉庫建	軽量鉄骨造	S46. 6. 22	9,447 9,064	S54. 2 月 北側部分を増設 H23～24 耐震補強工事実施 H24 CFS 管理室撤去
3	コンテナ・フレー ト・ステーション (CFS 2号棟)	倉庫建	軽量鉄骨造	S48. 5. 1	1,888 1,782	H23 耐震補強工事実施 H26 屋根修繕工事実施
4	くん蒸棟	倉庫建	鉄筋コンク リート造	S48. 5. 1	70 70	
5	トラック・チェッ ク・ブース	事務所建	軽量鉄骨造	S46. 6. 22	12 12	
6	車庫	雑屋建	軽量鉄骨造	S48. 5. 1	32 32	

※ 別紙1「浜松内陸コンテナ基地主要施設配置図」参照

(3) 工作物

No.	名称	種目	構造	設置年月日	数量	備考
1	門扉	門・囲障	鉄筋コンクリート造 ・鉄骨造	S46. 5. 10	2	
2	旗竿	雑工作物	アルミニウム製	S46. 5. 10	3	
3	消火・火災報知機器	消火装置		S46. 5. 10 S46. 6. 22 S48. 3. 27 S48. 5. 1 H14. 3	2 2 1 1 2	資料4に記載した消防防災設備の一部
4	消火栓配管	消火装置	金属造	H11 ～ 14	1	
5	冷凍コンセント	雑工作物		S47. 4. 8	6	
6	外柵	門・囲障		S46. 5. 10 H24. 11. 22	1	生垣を含む
7	キュービクル	雑工作物		H24. 8. 13	2	
8	プロパン庫	雑工作物	ブロック造	S46. 5. 10	1	
9	カーブミラー	諸標	鋼製	S54	4	
10	物置	雑工作物	軽量鉄骨造	H9. 7	1	
11	引込柱	電柱	コンクリート造	S46. 5. 10	1	
12	築庭	築庭		H3. 6	1	
13	コンテナヤード	舗床	アスファルト敷	S46. 3	1	

(4) 物品（備品）

県が所有し、指定管理者が管理する物品一覧

番号	品名	数量	設置場所	物品番号
1	会議机	1	管理棟倉庫	94-014803
2	折りたたみ机	10	管理棟会議室	15-002730 ～15-002739
3	耐火金庫	1	管理棟事務室	94-014818
4	書棚	2	管理棟事務室	94-014820 94-014821
5	衝立	1	管理棟事務室	94-014843
6	脚立アルミ	1	車 庫	94-014850
7	軽自動四輪車	1	車 庫	17-003817
8	草刈用刈払機	1	車 庫	06-004813
9	トラック・スケール	1	管理棟西側	05-011653

10	パソコン	5	管理棟事務室	16-000061 20-005155 22-010310 24-001494 24-001495
11	充電式チェーンソー	1	車 庫	14-001596
12	エレクトロニクス	35	管理棟会議室	15-002741 ～15002770 15-002777 ～15-002781
13	キャビネットダイヤル錠	1	管理棟事務室	15-002782
14	エレクトロニクス用車	1	管理棟会議室	15-002783
15	プロジェクト	1	管理棟会議室	17-000858
16	非常用発電機	1	管理棟倉庫	17-003122
17	看板	1	管理棟倉庫	18-000959

(5) 行政財産使用許可施設等の状況

令和7年4月現在

No.	使用許可団体 名称	使用許可団体 郵便番号・所在地	使用許可 行政財産	使用面 積 (㎡)	使用 人数	使用 計画	使用許可の理由	使用許可 期間
1	名古屋税関	455-8535 名古屋市港区入船 2-3-12	基地内用地	501.72	5	建物用地	基地に指定保税地域で、当地域で取り扱う輸出入貨物の通関事務を税関が実施しており、基地運営に不可欠であるため。	R7.4.1 ～ R8.3.31
2	(一社)日本貨物検査協会清水事務所	424-0922 静岡市清水区日の出町1-46	管理棟内	50.00	3	事務室	基地で扱う輸出入貨物の検数、検量事務等を効率的に行うため当協会の事務室設置が必要であるため。	R7.4.1 ～ R8.3.31
3	(公財)静岡県コンテナ輸送振興協会	435-0007 浜松市中央区流通元町5-1	基地内用地	1.00	—	飲料水自動販売機	職員及び施設利用者の福利厚生を図ることを目的としているため。	R7.4.1 ～ R8.3.31
4	(一社)日本海事検定協会清水第二事業所	424-0942 静岡市清水区入船町4-18	管理棟内	144.50	5	事務室	基地で扱う輸出入貨物の検査、鑑定及び検量等を効率的に行うため当協会の事務室設置が必要であるため。	R7.4.1 ～ R8.3.31
5	中部電力パワーグリッド(株)浜松営業所	432-8541 浜松市中央区鴨江町22-1	基地内用地	16本	—	本柱12本 支線3本 支柱1本	電気事業者が電力の供給の用に供するため。	R4.4.1 ～ R9.3.31

6	西日本電信電話（株）静岡支店	420-0853 静岡市葵区城東町 5-1	基地内用地	6本	—	本柱2本 支線4本	電気通信事業者が通信事業の用に供するため	R4.4.1 ～ R9.3.31
7	浜松流通業務センター運営協議会	435-0046 浜松市中央区丸塚 町169	基地内用地	0.17	—	街路灯柱 1本	周辺道路の照明により利用者の安全な運行と防犯上の効果が得られるため。	R7.4.1 ～ R8.3.31

(6) 電話加入権の状況

令和7年4月現在

電話番号	利用者	電話番号	利用者
053-421-2301	(公財)静岡県コンテナ輸送振興協会	053-421-2292	有料施設使用者
053-421-2302	(公財)静岡県コンテナ輸送振興協会	053-421-2293	有料施設使用者
053-421-2296	(公財)静岡県コンテナ輸送振興協会	053-421-2294	有料施設使用者
053-421-2297	(公財)静岡県コンテナ輸送振興協会	053-421-2295	有料施設使用者
		053-421-2298	(一社)日本貨物検数協会清水事務所

2 開場時間及び休場日

(1) 開場時間

午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 休場日

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

4 業務の内容

指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

なお、すべての業務を一括して再委託することは認めないが、個別の業務について第三者に再委託することは認める。この場合は、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(1) コンテナ基地を輸出入業者等の使用に供する業務

ア 開場時間の変更

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例(以下、「条例」という。)第11条の規定に基づき、知事が特に必要と認める場合、指定管理者は知事の承認を受けて開場時間を変更することができる。

ただし、静岡県浜松内陸コンテナ基地管理運営要領(以下、「要領」という。)第4条の規定により、開場時間の延長(午前7時30分以前及び午後6時30分以降の開場をいう。以下同じ。)については、使用者から開場時間の延長の申出があり、次のいずれかに該当すると認めるときは、知事の承認を受けたものとみなし、指定管理者が当該開場時間の延長を決定することができる。

(ア) 通関、船積み手続等の都合により、使用者が開場時間外において、業務を実施しなければならない事由が生じたと認めるとき。

(イ) 地震その他の災害等特別の事情により、使用者が開場時間内において業務を完了することができなくなったと認めるとき。

イ 臨時の開場又は休場の決定

条例第 11 条の規定に基づき、知事が特に必要と認める場合、指定管理者は知事の承認を受けて臨時の開場又は休場の決定を行うことができる。

ただし、要領第 4 条の規定による臨時の開場（休場日の開場をいう。以下同じ。）については、使用者から臨時の開場の申出があり、次のいずれかに該当すると認めるときは、知事の承認を受けたものとみなし、指定管理者が当該臨時の開場を決定することができる。

(ア) 通関、船積み手続等の都合により、使用者が休場日において、業務を実施しなければならない事由が生じたと認めるとき。

(イ) 地震その他の災害等特別の事情により、使用者が開場日内において業務を完了することができなくなったと認めるとき。

ウ 有料施設（コンテナ・フレート・ステーション、コンテナ・ヤード及びくん蒸棟をいう。以下同じ。）の使用に関する業務

次の業務を行うため、要領第 5 条の規定により、有料施設の使用に関する規定を設けて、公平性、公共性及び利用効率の高い管理運営に努める。

(ア) 有料施設の使用の承認等

条例第 11 条の規定に基づき、以下の業務を行う。

a 使用申請の受付、調整及び承認

有料施設の使用を希望する輸出入業者等からの申請を受け付け、申請が多い場合には調整を行い、調整結果により、条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、使用の承認を行う。

b 使用の不承認

条例第 7 条各号の規定に該当する場合には、使用の承認をしない。

c 使用の取消、使用の制限

条例第 9 条の規定に該当する場合には、使用の承認を取消し又は使用を制限する。

(イ) くん蒸棟の使用の承認

要領第 8 条に規定する使用要件を満たす場合には、使用の承認を行う。

(ウ) 月次報告書

毎月初めに下記の事項を記載した前月分の月次報告書を作成し、県へ報告する。

a 有料施設の使用状況

b 利用料金収入

c その他知事が必要と認める事項

(エ) 有料施設の利用料金の設定、収受等に関する業務

条例第 15 条、第 16 条及び第 17 条の規定に基づき、以下の業務を行う。

a 利用料金の設定

条例別表の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て利用料金を定める。

b 利用料金の収受

使用の承認を受けた者から所定の利用料金を収受する。

c 利用料金の減免、還付

知事が定める基準に該当する場合には、利用料金を減免又は還付する。

エ トラック・スケールの使用に関する業務

以下の事項に留意し、要領第 11 条の規定により、トラック・スケールの利用に関する規定を設けて、適正な管理運営を行う。

(ア) 利用者

原則としてコンテナ基地の有料施設の利用者（利用者以外の利用については、受け入れ条件が整った場合に対応する）。

(イ) 利用料金

当分の間、無料とする。

(ウ) 計量証明の事業

指定管理者は、計量証明の事業を行うため、計量法に基づき計量証明の事業の登録を受ける。

(2) 外国貿易に関する情報又は資料の収集、提供に関する業務

ア コンテナ基地の利用統計の作成

有料施設の利用統計を作成する。

イ コンテナ基地及び周辺物流施設の貨物取扱数量調査

有料施設及び周辺物流施設の貨物取扱数量を調査する。

ウ 流通機構に関する調査研究

コンテナ基地と清水港及びその他県内港間の輸出入貨物の流れについて調査研究を行う。

エ 情報又は資料の報告と提供

上記の利用統計、貨物取扱数量調査、流通機構に関する調査研究については、その結果を県に報告するとともに、利用者、荷主等の関係機関に提供する。

(3) 輸出貨物のコンテナ化の促進に関する業務

ア 輸出貨物のコンテナ化に関する調査研究

コンテナ輸送に関する情報の収集等により、輸出貨物のコンテナ化の促進に寄与する方策を提言するための調査研究を行う。調査研究結果を県に報告するとともに利用者等関係機関に提供する。

(4) コンテナ基地の利用促進に関する業務

ア コンテナ基地の利用促進に向けた広報

(ア) 基地の公益的機能を踏まえて、施設の広報誌、パンフレット等を作成し、積極的に県西部地域の荷主企業、輸出入業者等をはじめとして、広く一般に広報活動を行う。

(イ) 利用の手引き等を作成し、利用者の問合せや相談に応じる。

イ 基地施設の有効活用に向けた検討

施設の有効活用による一層の利用促進に向けて、利用者等関係機関も交えて、具体的な方策の検討を行うとともに、その検討結果を県に報告する。

(5) 外国貿易の振興に寄与するために実施する業務

ア 清水港等の利用促進に関する業務

清水港等県内港の利用を促進するために、清水港利用促進協会等と協力して、県西部地域の荷主企業への広報活動を行う。

(6) コンテナ基地の維持管理に関する業務

ア 施設総括管理業務

(ア) 施設管理のため、要領第 12 条の規定により、施設管理計画を策定し、適正な利用に供するよう日常点検を行い、必要に応じて部品交換や補修・修繕を行い、施設設備、物品等の機能維持を図る。

(イ) 災害対策のため、要領第 14 条の規定により、防災・消防計画を策定し、関係機関と協議を行うとともに、防災訓練を実施し緊急時に備える。

(ウ) 要領第 13 条の規定により、施設の管理業務日誌等諸帳簿を作成し、必要に応じて県に提出する。

(エ) 事故等の対応について、関係者を指揮し緊急に必要な措置を講じるとともに、速やかに県の関係機関に報告し、その指示に従う。

イ 経理業務

(ア) 要領第 15 条の規定により、共益費の徴収に関する規定を設けて、利用者、入居団体から共益費を徴収する。

(イ) 施設管理経費、光熱水費等の支払い事務を行う。

(ウ) 利用者から収受した利用料金の一部を県に納入する。

ウ 保守管理業務

施設の機能が確保され、利用者が安全かつ快適に利用できるように適切な管理を行うため、日常及び定期的な施設整備の点検と補修、清掃等の保守管理を行う。

※詳細仕様は別紙 2 「浜松内陸コンテナ基地施設保守管理業務一覧」による。

(ア) 警備業務

施設内の防犯、火災予防に努め、異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じる。

(イ) 清掃業務

周辺地域の生活環境にも配慮しつつ、施設利用者が快適に利用できるよう、毎日の清掃を行う。また、定期清掃（年 2 回）、及び特別清掃（床面剥離清掃（必要が生じた場合））を行う。

a 日常清掃業務

休場日を除く毎日行う。（床清掃、便所洗剤清掃、場内及びコンテナ基地周辺の清掃）

- b 定期清掃業務
年2回実施する。(窓ガラス拭き、床及び廊下の清掃は中性洗剤により汚れを除去し、ワックスを塗布して研磨機で仕上げる。)
- c 特別清掃業務(床面剥離清掃業務)
必要が生じた場合に実施する。(特殊洗剤により強力な汚れを手作業・機械等により剥離して、ワックスを塗布して研磨機で仕上げる。)
- (ウ) 自家用電気工作物保安管理業務
 - a 電気工作物の維持運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れのある場合は、必要な措置をとる。
 - b 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れのある場合は、事故原因を調査し、応急措置を講ずるとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び必要な手続を行う。
 - c 電気事業法第107条第2項の規定に基づく立入検査の立会いを行う。
- (エ) 消防設備等保安業務
 - a 施設内の消防設備等の保守管理を適正に行うことにより、火災発生の予防に努め、異常が発生し又は発生する恐れのある場合は、直ちに適切な措置をとるなど、適法性及び各設備機器の耐久性を確保する。
 - b 消防訓練を行い、消防設備等の使用方法、火災啓発等の説明、立会いを行う。
- (オ) 冷凍空調機器保守点検業務
 - a 良好な稼働状態を確保するため、必要な保守管理を行い、故障の防止に努めるとともに、異状が発生し、又は発生する恐れのある場合は、適切な措置をとる。
 - b 保守管理とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行う。
- (カ) シャッター保守点検業務
 - a 利用者が安全、快適に利用できるように、C F S 1号棟及びC F S 2号棟のシャッターの機能保持のための点検業務を行い、故障の防止に努めるとともに、異常が発生し又は発生する恐れのある場合は、適切な措置をとる。
 - b 保守整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行う。
- (キ) 廃棄物処理業務
コンテナ基地内の施設から搬出される一般廃棄物の処理を行う。
- (ク) トラック・スケール保守点検・検査業務
 - a 利用者が安全、安心、快適に利用できるように、トラック・スケールの機能保持のため、計量士による検査を受け、また計量法による計量証明者として適合する計量器の保守点検を行い、故障の防止に努めるとともに、異常が発生し又は発生する恐れのある場合は、適切な措置をとる。
 - b 保守整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を

行う。

(ケ) 門、囲障（生垣を含む。）保守管理業務

- a 利用者が安全、安心、快適に利用できるように、門、囲障の保守管理を行うとともに、異常が発生し又は発生する恐れのある場合は、適切な措置をとる。
- b 周辺地域の生活環境に配慮するため、生垣の整枝及び剪定を行う。

(コ) 有害鳥獣駆除業務

利用者が安全、安心、快適に利用できるように、コンテナ基地内の施設について、営巣行為、糞排泄により害を及ぼすドバト等の飛来を防止するための適切な措置をとる。

(サ) その他の管理的業務

- a 開場日及び臨時開場日における門扉の開閉を行う。
- b 国旗及び県旗の掲揚を行う。
- c コンテナ基地内を定期的に巡回し、各施設における小破修繕箇所及び県が実施した維持補修工事箇所の点検を行うとともに、異常箇所の早期発見に努める。

エ 維持補修工事

(ア) 小規模な改修、維持補修等の工事

定期巡回等により発見した異常個所の緊急又は応急措置として、小規模な改修、維持補修等の工事（1 件 30 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下）を実施する。

(イ) 県が実施する維持補修等の工事

県が実施するコンテナ基地の維持補修等の工事に協力し、施工業者等の施設立入りに係る現場立会いや入居団体及び利用者との業務調整等を行う。

(ウ) 年次計画の策定

定期巡回の点検結果及び利用者からの要望、意見等に基づき、コンテナ基地の維持補修等の工事に係る年次計画を県と協議し策定する。

オ 物品等の管理

(ア) 物品の管理

県が指定管理者に貸し付けた県所有物品（備品）については、施設の維持管理に支障を来たさないよう管理及び修理を行う。

(イ) 物品の購入

指定管理者が、利用料金収入によりコンテナ基地の維持管理に供する物品を購入するときは、購入後の物品は県の所有に属するものとする。

(ウ) 消耗品の購入

施設の維持管理に支障を来たさないように、必要な消耗品を適宜購入する。

(7) その他コンテナ基地の管理に関して知事が必要と認める業務

ア 入居団体等との施設の管理に関する調整業務

コンテナ基地の事業推進に寄与するため、県から行政財産の使用許可を受けてコンテナ基地内の施設に入居、若しくは施設又は設備を設置している団体（「1 (5) 行政財産使用許可施設等の状況」に記載する使用許可団体をいう。）並びに使用者に

対して、施設管理に関する次の事項について依頼等を行う。

- (ア) 使用許可施設又は使用承認施設の清掃、戸締り、火気取締り等の管理
- (イ) 防災・消防計画の遵守
- (ウ) 光熱水費等共益費の納入

イ 苦情への対応

利用者及び地域からの苦情に対しては、誠意を持って対応する。また、指定管理者のみでは対応できない場合は、県に報告しその指示を受けて対応する。

ウ コンテナ・ヤードの目的外使用

コンテナ・ヤードの目的外使用の要望があった場合には、速やかに県に連絡し、対応に関して指示を受ける。

エ 見学者への対応

コンテナ基地の施設見学の希望があった場合には、利用者の業務に支障を来たさない範囲で適宜対応するとともに、見学者への対応について県に報告する。

オ 関係機関との連絡調整

- (ア) 指定保税地域運営協議会

関税法基本通達 37-3 に基づき、税関及び県とともに「静岡県浜松内陸コンテナ基地指定保税地域運営協議会」を組織して、コンテナ基地の運営、税関手続きの改善等について協議を行う。

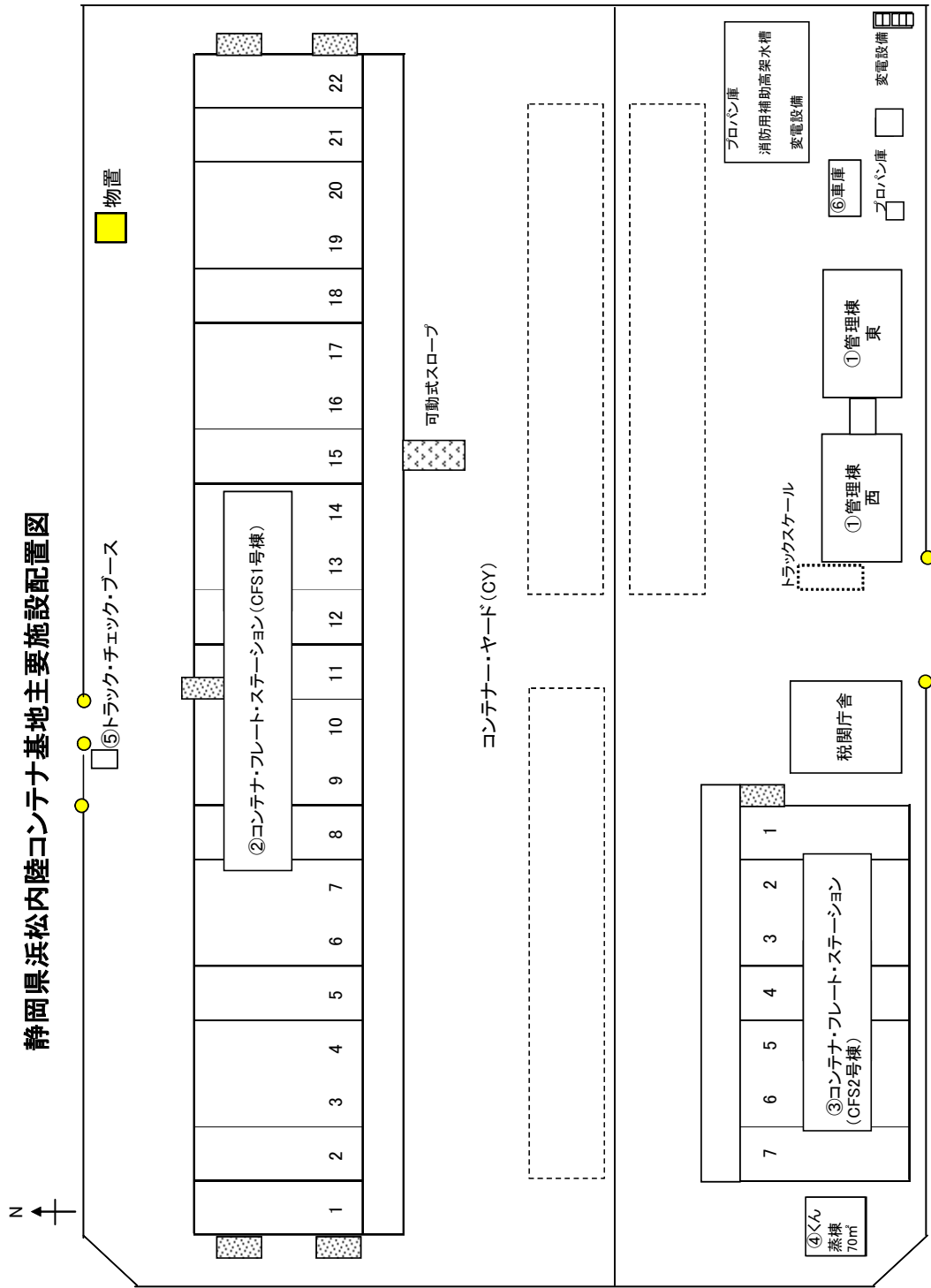
- (イ) 浜松流通業務センター運営協議会

コンテナ基地が立地する「浜松流通業務センター」（敷地面積 324, 053 m²）へ進出する事業所が組織する「浜松流通業務センター運営協議会」（事務局：浜松商工会議所）の実施事業について、県に協力して行う。

カ 広域物資輸送拠点（代替拠点）の初期体制立ち上げに関する業務

浜松内陸コンテナ基地を広域物資輸送拠点（代替拠点）として使用する場合に必要な現場の確認及び利用者や県職員との連絡調整

浜松内陸コンテナ基地主要施設配置図



浜松内陸コンテナ基地施設保守管理業務一覧

番号	業務名称	業務の基準
ウ (ア)	保守管理業務 警備業務	(1) 火災、盗難等の異常状態の感知 (2) 事故確認時における関係機関への通報・連絡 (3) 警備実施事項の報告 開場日 午後6時30分～翌日の午前7時30分までの13時間 休場日 午前7時30分～翌日の午前7時30分までの24時間 ※詳細 資料1「警備業務基準」
(イ)	清掃業務	日常清掃業務（休場日を除く毎日） 定期清掃業務（年2回） 床面剥離清掃業務（必要が生じた場合に実施） ※詳細 資料2「清掃業務基準」
(ウ)	自家用電気工作物 保安管理業務	電気事業法による電気工作物の保守点検 ・設備 設備容量 310kVA、受電電圧 6,600V ・定期点検A 隔月点検 ・定期点検B（無停電点検：年1回、停電点検：3年に1回） ※詳細 資料3「自家用電気工作物保安管理業務の細目及び基準」
(エ)	消防設備等保安業務	消防法による消防用設備の保守点検 ・外観・機能点検（年1回） ・総合点検（年1回） 消防訓練 ※詳細 資料4「消防設備等点検及び消防訓練業務基準」
(オ)	冷凍空調機器保守点検業務	フロン排出抑制法による業務用冷凍空調機器の保守点検 ・簡易点検の実施（3ヶ月に1回以上） ・点検整備記録簿の整備・記載 ※詳細 資料5「冷凍空調機器保守点検業務基準」
(カ)	シャッター保守点検業務	シャッター設備の保守点検 （定期点検：年1回、簡易点検：随時） ※詳細 資料6「シャッター保守点検業務基準」
(キ)	廃棄物処理業務	コンテナ基地内の一般廃棄物等の処理（回収処理：毎週1回） ※詳細 資料7「廃棄物処理業務基準」
(ク)	トラック・スケール保守点検、 検査業務	計量法の規定による計量証明を行う者としての定期保守点検 ・簡易点検：随時、保守点検：年1回 ・計量士による定期検査：隔年1回）及び修理・調整 ※詳細 資料8「トラック・スケール保守点検・定期検査業務基準」

番号	業務名称	業務の基準
(ケ)	門・囲障保守管理業務 (生垣を含む。)	門、囲障の保守管理業務 生垣及び樹木の管理 ・ 樹木の剪定及び消毒 ※詳細 資料9「門・囲障(生垣を含む。)保守管理業務基準」
(コ)	有害鳥獣駆除業務	有害鳥獣の駆除を目的として実施する業務 ・ 被害状況、飛来箇所・営巣箇所、飛来数・飛来群の大きさ等の調査 ・ 飛来防止方法及び防止箇所の検討 ・ 観察期間(点検)として、効果の確認 ※詳細 資料10「有害鳥獣駆除作業基準」
(サ)	その他の管理的業務	門扉の開閉(休場日を除く毎日) 国旗及び県旗の掲揚(休場日を除く毎日) コンテナ基地内巡回(休場日を除く毎日) ・ コンテナ基地内の改修、維持補修等の工事実施箇所の点検 ・ 異常個所の早期発見

警備業務基準

1 警備対象施設

- (1) 管理棟
- (2) CFS1 号棟
- (3) CFS2 号棟

2 警備の内容

- (1) 火災、盗難等の異常状態の感知
- (2) 事故確認時における関係機関への通報・連絡
- (3) 警備実施事項の報告

3 警備方法

警報装置を利用した無人警備

4 警備時間

開場日 午後 6 時 30 分から翌日の午前 7 時 30 分まで (13 時間)

休場日 午前 7 時 30 分から翌日の午前 7 時 30 分まで (24 時間)

5 警備仕様

- (1) 警報器及び警報装置の設置 (設置数は次頁参照)
- (2) ガードセンサー
- (3) 機動隊 (警備対象施設の異常事態に対処)
- (4) 専用電話回線の設置

警報機及び警報装置の設置数

警報器等の名所		設 置 数		計
		C F S 1 号棟	C F S 2 号棟 及び管理棟	
制 御 装 置	電源装置 P S - 5 6 9 A - T	1	管理棟 1 2 号棟 1	3
	アラームセンダ S - 8 5 4 R A - T	1	管理棟 1	2
	アドレスユニット 5 回路 A U - 5 5 8		管理棟 2	2
	アドレスユニット A U - 5 5 6 D		管理棟 5	5
	回線接続装置 D S U	1	管理棟 1	2
移報用装置 R r			管理棟 1	1
非接触リーダー (キーボックス)		1	管理棟 2 2 号棟 2	5
照合装置 P R - C 5 0 4			2 号棟 1	1
チェックボックス C H - 5 5 3 C			2 号棟 1	1
空間センサーW型 立体型			管理棟 1 2	1 2
空間センサーN型 面型		1	管理棟 2	3
開閉センサー マグネットスイッチ		2	管理棟 6 2	6 4
シャッター開閉センサー レフミットスイッチ		3 1	2 号棟 7	3 8
保安器 (県所有物) M D F			管理棟 1	1
火災警報システム (無電圧 6) (有電圧 D C 2 4 V)			管理棟 1	1
合 計		3 8	1 0 3	1 4 1

清掃業務基準

1 作業日

- (1) 日常清掃作業
休場日を除く毎日行う。
- (2) 定期清掃作業
年2回行う。※4ヶ月程度の間隔をあけて行う。
- (3) 特別清掃作業（床面剥離清掃作業）
必要が生じた場合に実施する。

2 清掃作業内容基準

- (1) 日常清掃作業
 - ア 事務室、応接室及び会議室
机、椅子等を拭き、床面の清掃、水拭き研磨作業を行う。
 - イ 廊下、階段及び湯沸室
一通り床面を清掃、水拭き研磨、階段手摺等の雑巾掛け、その後は見回り清掃する。
 - ウ 便所・洗面所
 - (ア) 便器、洗面器及び流し場は、洗剤を用いて念入りに清掃する。
 - (イ) 便所隔壁、扉を水拭きするほか、便所内の汚染箇所は、洗剤を用いて丁寧に拭き取る。
 - (ウ) 鏡は、石鹼水等で拭き、乾拭きできれいに仕上げる。
 - (エ) 床面及び化粧棚を常時臭気や汚れのないように清潔に保持する。
 - (オ) 備え付け手洗い消毒液の補充を行う。
 - エ 壁面
極端な汚れは、その都度、乾拭きする等適宜に処理を講ずる。
 - オ 扉
汚れに応じ随時、中性洗剤等で汚れた箇所を拭きあげる。
 - カ その他
車庫の清掃及び場内に不法投棄された塵芥の回収を行う。またコンテナ基地周辺の清掃を行う。
- (2) 定期清掃作業（年2回実施）
容易に移動できる机、椅子等の備品は移動させ、床を拭き、床材質に適した中性洗剤を用いて電気研磨機で研磨作業仕上げを行い、乾燥させて仕上げる。別途、ガラスをガラス専用洗剤で洗い、拭き上げる。
- (3) 床面剥離清掃作業（必要が生じた時に実施）
可能な限り机、椅子等の備品を移動して、Pタイル仕上げの床のごみ等を除き、床材質に適した特殊洗剤で簡単に清掃できない、こびりついた油性等の汚れを手作業又は機械等で剥離した後ワックスを塗布して、美しく仕上げる。

3 清掃箇所及び清掃面積

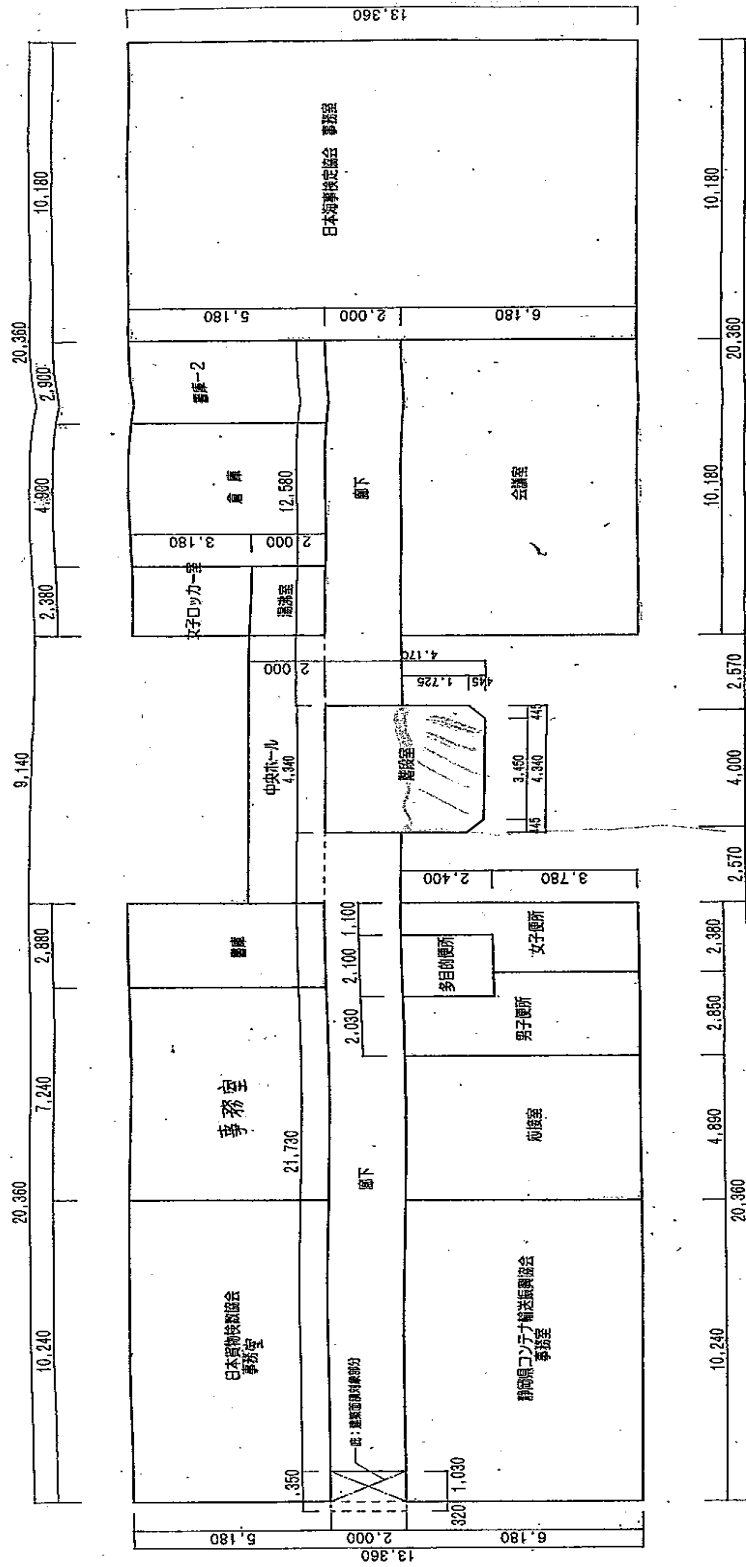
(1) 清掃箇所及び床清掃面積

施設名	箇所	床面積 (㎡)	清掃面 積(㎡)	(1) 日常清掃	(2) 定期清掃	(3) 剥離清掃
管理棟	事務室	63.28	63	○	○	○
	事務室	53.04	53	○	○	○
	事務室	37.50	38	○	○	
	事務室	136.00	136	○		
	応接室	30.22	30	○	○	
	会議室	62.92	63	○	○	○
	更衣室・湯沸室	12.33	12	○	○	○
	廊下	86.90	87	○	○	○
	便 所	32.32	32	○	○	○
	計		514	514 ㎡	378 ㎡	310 ㎡
CFS 1号棟	休憩室	19.79	20	○	○	○
	廊下・階段	28.65	29	○	○	○
	便所	17.08	17	○	○	○
	計		66	66 ㎡	66 ㎡	66 ㎡

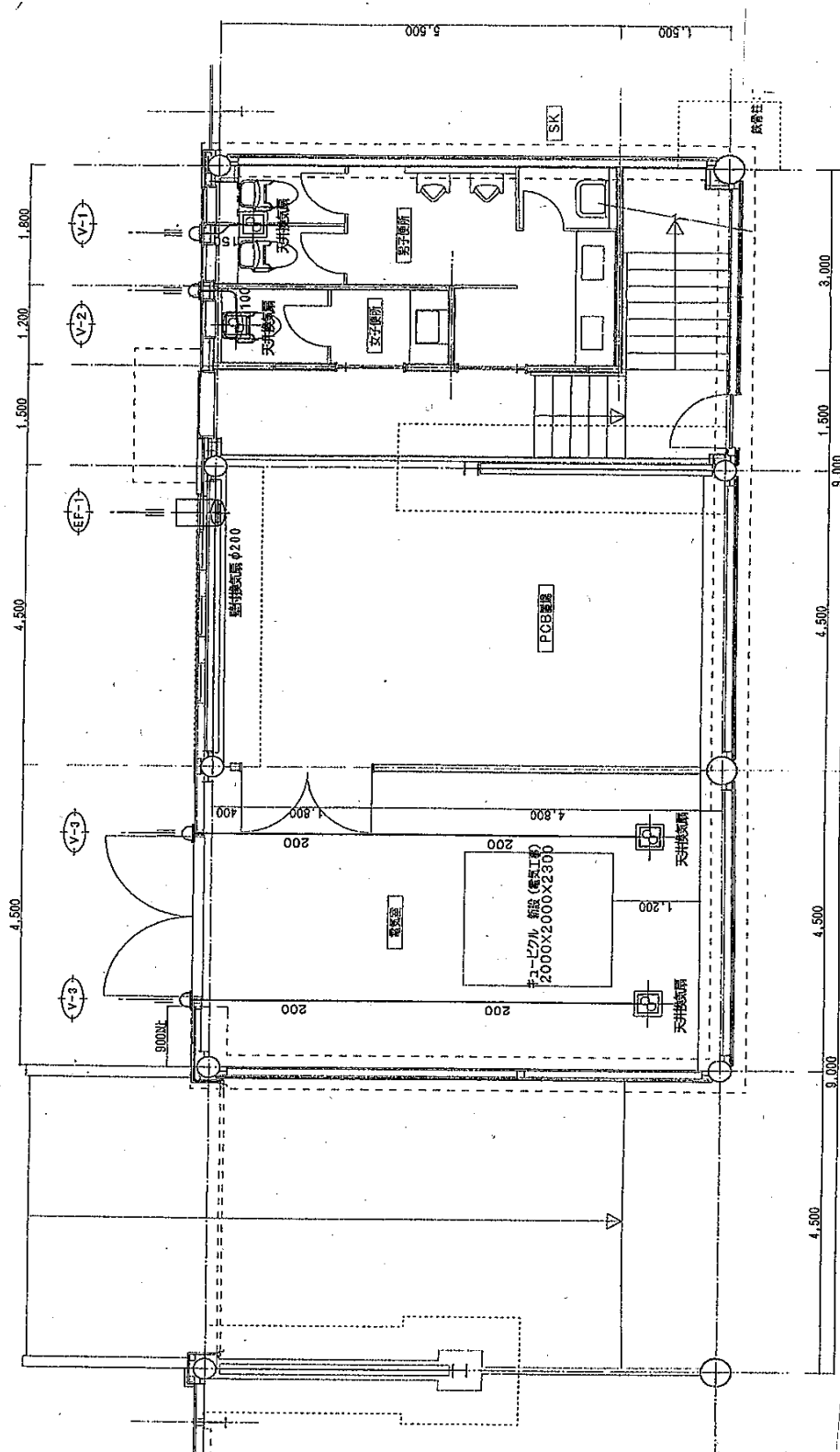
(2) ガラス清掃面積

施設名	種類	面積
管理棟	窓ガラス (開き)	$1.06\text{m} \times 0.73\text{m} \times 35 \text{ 箇所} = 27.083 \text{ ㎡}$
	窓ガラス (引違い)	$1.06\text{m} \times 0.73\text{m} \times 6 \text{ 箇所} = 4.643 \text{ ㎡}$
	玄関ドアーガラス	$1.12\text{m} \times 2.06\text{m} \times 1 \text{ 箇所} = 2.307 \text{ ㎡}$
		$1.40\text{m} \times 1.90\text{m} \times 1 \text{ 箇所} = 2.660 \text{ ㎡}$
	嵌め殺し窓ガラス	$2.07\text{m} \times 0.66\text{m} \times 15 \text{ 箇所} = 20.493 \text{ ㎡}$
	片開き戸ガラス	$2.07\text{m} \times 0.66\text{m} \times 2 \text{ 箇所} = 2.732 \text{ ㎡}$
	事務所入口ガラス	$0.70\text{m} \times 0.60\text{m} \times 16 \text{ 箇所} = 6.720 \text{ ㎡}$
	受付ガラス	$0.90\text{m} \times 0.40\text{m} \times 1 \text{ 箇所} = 0.360 \text{ ㎡}$
	便所窓ガラス	$0.53\text{m} \times 0.64\text{m} \times 2 \text{ 箇所} = 0.678 \text{ ㎡}$
	計	$67.676 \text{ ㎡} \div 68 \text{ ㎡}$
CFS 1号棟	窓ガラス (引違い)	$1.42\text{m} \times 1.36\text{m} \times 4 \text{ 箇所} = 7.725 \text{ ㎡}$
	便所窓ガラス(入口)	$0.70\text{m} \times 0.20\text{m} \times 2 \text{ 箇所} = 0.280 \text{ ㎡}$
	便所窓ガラス(嵌め殺し)	$0.37\text{m} \times 0.43\text{m} \times 3 \text{ 箇所} = 0.477 \text{ ㎡}$
	便所窓ガラス(引違い)	$0.37\text{m} \times 0.43\text{m} \times 3 \text{ 箇所} = 0.477 \text{ ㎡}$
	休憩室等出入口ガラス	$0.86\text{m} \times 0.86\text{m} \times 1 \text{ 箇所} = 0.740 \text{ ㎡}$
		$0.70\text{m} \times 0.70\text{m} \times 2 \text{ 箇所} = 0.980 \text{ ㎡}$
	計	$10.679 \text{ ㎡} \div 11 \text{ ㎡}$
合 計		79 ㎡

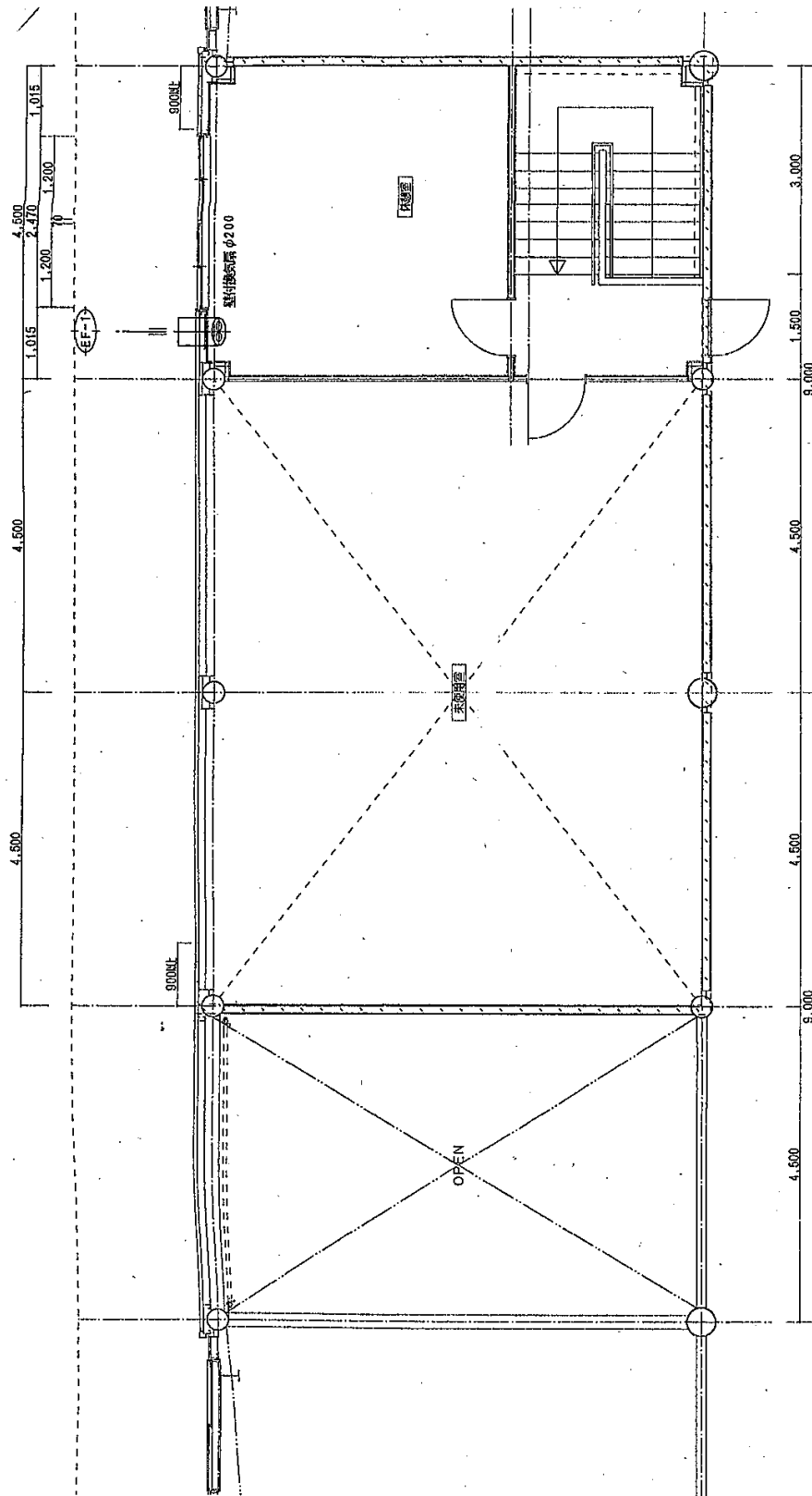
管理棟 平面図



C F S 1 号棟便所 平面図



CFS 1号棟休憩室等 平面図



自家用電気工作物保安管理業務の細目及び基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
				I	II	
受電設備 (配電設備を含む)	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
	遮断機 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験		○※ 1	○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		トリップ回路の導通試験		○※ 1		
		絶縁油酸価試験			○※ 2	
		絶縁油耐圧試験			○※ 2 不良の場合	
		内部点検			○※ 2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		絶縁油透明度試験			○※ 3	
		絶縁油酸価試験			○※ 3	
		絶縁油耐圧試験			○※ 3 不良の場合	
		内部点検			○※ 3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験			○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	接地操作	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
	蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1 回／年	○	○	
		液温測定	1 回／年	○	○	
		電圧測定	1 回／年	○	○	

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
				I	II	
電気使用場所の設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	電器溶接機	絶縁抵抗測定			○※1、6	
	その他の電器機器類	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	証明装置	温度チェック		○		
	配線及び配線器具	漏洩電流測定	○※5	○※5		
	接地装置	絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
	配電線路の電線等及び支持物					
非常用予備発電装置	ガスタービン及び付属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	内燃機関及び付属装置	起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断機・開閉器	受電設備と同じ				受電設備と同じ
	その他の電機機器類					

注 (1) 「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいう。

(2) 定期点検 B (I) は無停電で行う点検（無停電点検）で、定期点検 B (II) は停電をして行う点検（停電点検）をいう。なお、定期点検 B (I) を実施する場合は、3 年に 1 回は定期点検 B (II) を行うものとする。

(3) ※1 の測定及び試験は、停電範囲その他の理由によって行わないことがある。

(4) ※2 の点検及び試験は、製造後（新油に取替えの場合も同様）10 年経過時、10 年を超えたものは 5 年経過毎にそれぞれ行うものとする。

ただし、定期点検 B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数ごとに行うものとする。

なお、柱上油入開閉器については甲の依頼によって行うものとする。

(5) ※3 の点検及び試験は、製造後（新油に取替えの場合も同様）10 年経過毎に、20 年を超えたものは 3 年経過毎にそれぞれ行うものとする。

ただし、定期点検 B (I) の点検周期より、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。

(6) ※4 の測定は、過去の実績によりその一部又は全部を行わないことがある。

(7) ※5 の測定は、毎月点検の場合は、隔月に 1 回、高圧受変電設備の変圧器の B 種接地線で行うものとする。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。

(8) ※6 の測定は、絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。

(9) ※7 の絶縁監視は、絶縁監視装置による常時の監視をいう。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検 A、B 実施時、誤差試験を年 1 回行うものとする。

消防設備等点検及び消防訓練基準

消防設備等の機能保持のため、消防庁告示第 8 号（昭和 55 年 9 月 29 日）の基準により次のとおり行う。

外観及び機能点検 …………… 屋外消火栓設備点検・自動火災報知設備点検・消火器点検を年 1 回行う。

総合点検 …………… 屋外消火栓設備点検・自動火災報知設備点検・消火器点検を年 1 回行う。

消防訓練 …………… 消防設備等の使用方法・火災啓発等の説明、立会いを行う。

1 屋外消火栓設備点検

(1) 加圧送水装置	1 台
(2) 操作盤	1 台
(3) 消火栓箱	8 個
(4) 表示灯	8 個
(5) 起動装置	8 個
(6) 配線	1 式
(7) 連動試験	1 式

2 自動火災報知設備点検

(1) 受信機(P型 1 級)	1 台
(2) 副受信機 (P型 1 級)	1 台
(3) 発信機(P型 1 級)	18 個
(4) 表示灯	18 個
(5) 電鈴	18 個
(6) 作動式スポット型感知器	53 個
(7) 定温式スポット型感知器	63 個
(8) 煙感知器	5 個
(9) 差動式分布型感知器	70 個
(10) 予備電源	1 式
(11) 常用電源	1 式
(12) 配線	1 式

3 消火器点検

(1) 外観点検	35 本
(2) 機能点検	3 本

4 設備設置場所

設備等 場所	発信機	電 鈴	受信機 (副受信 機)	屋 外 消火栓	消火器	感 知 器			
						作動式 (差動分布型)	定温式	煙	合 計
管理棟	2	2	1		3	35	5	3	43
CFS1 号棟	13	13	1 (1)	6	26	73 (56)	44	2	119
CFS2 号棟	3	3		2	6	15 (14)	14		29
合 計	18	18	2 (1)	8	35	123 (70)	63	5	191

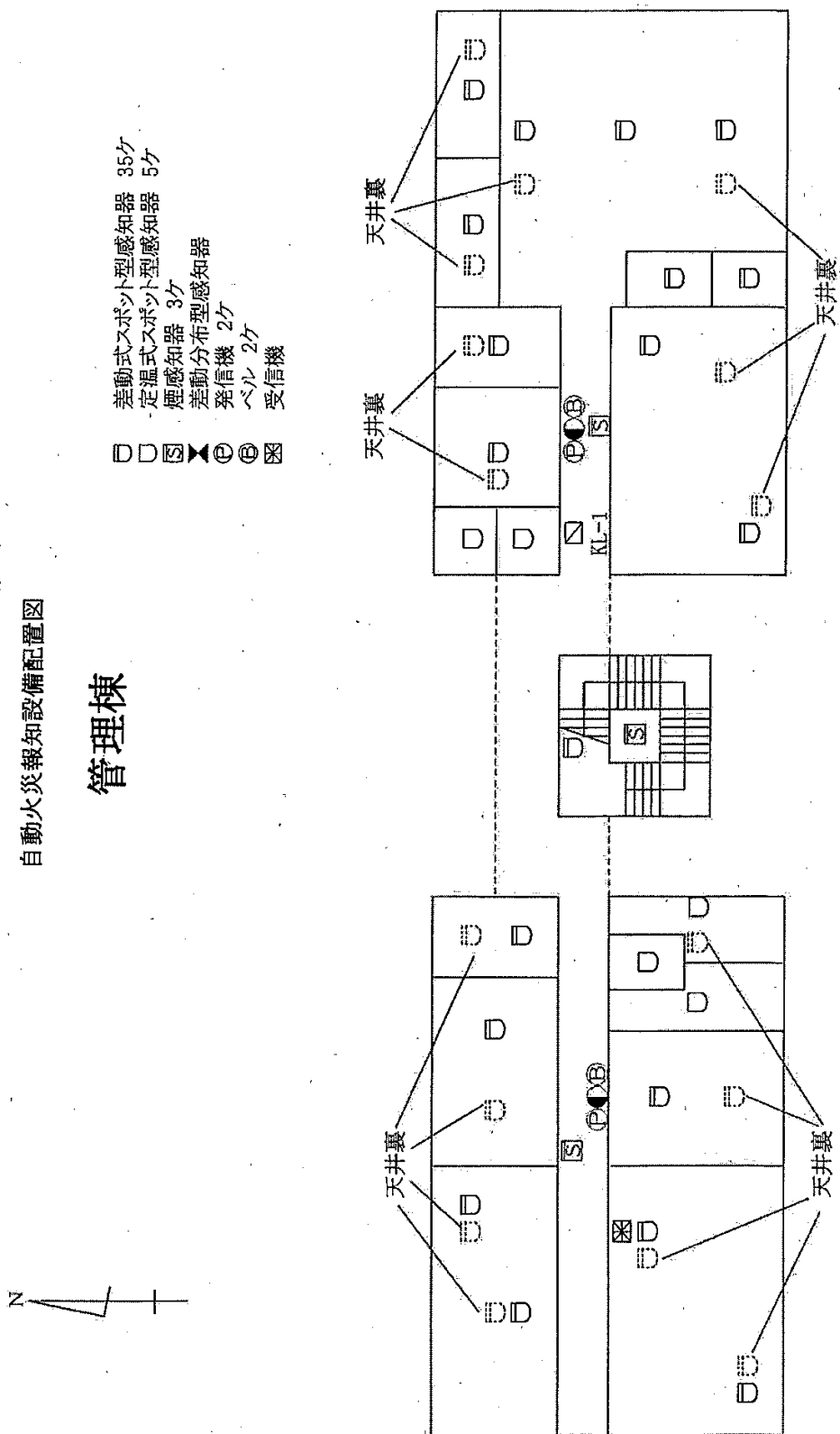
(注) 括弧内は内数字

管理棟 消防設備等設置場所

浜松内陸コンテナ基地

自動火災報知設備配置図

管理棟

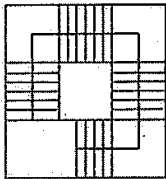


管理棟 消防設備等設置場所

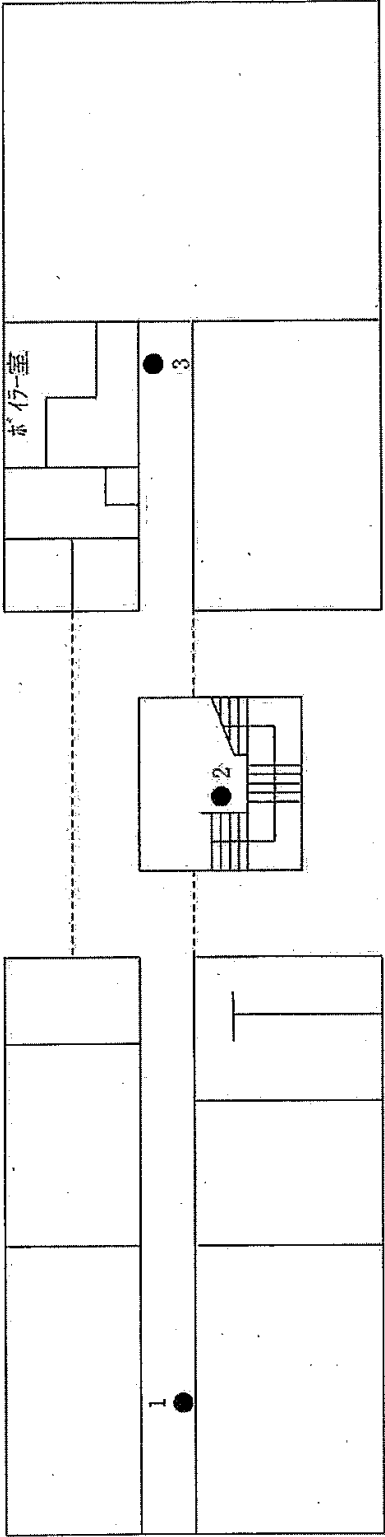
浜松内陸コンテナ基地

消火器

管理棟



● 消 火 器

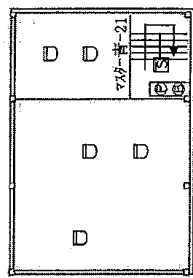


C F S 1 号棟 消防設備等設置場所

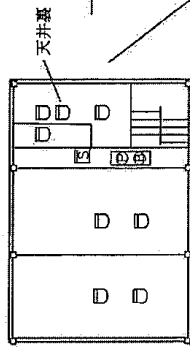
浜松内陸コンテナ基地

自動火災報知設備配置図

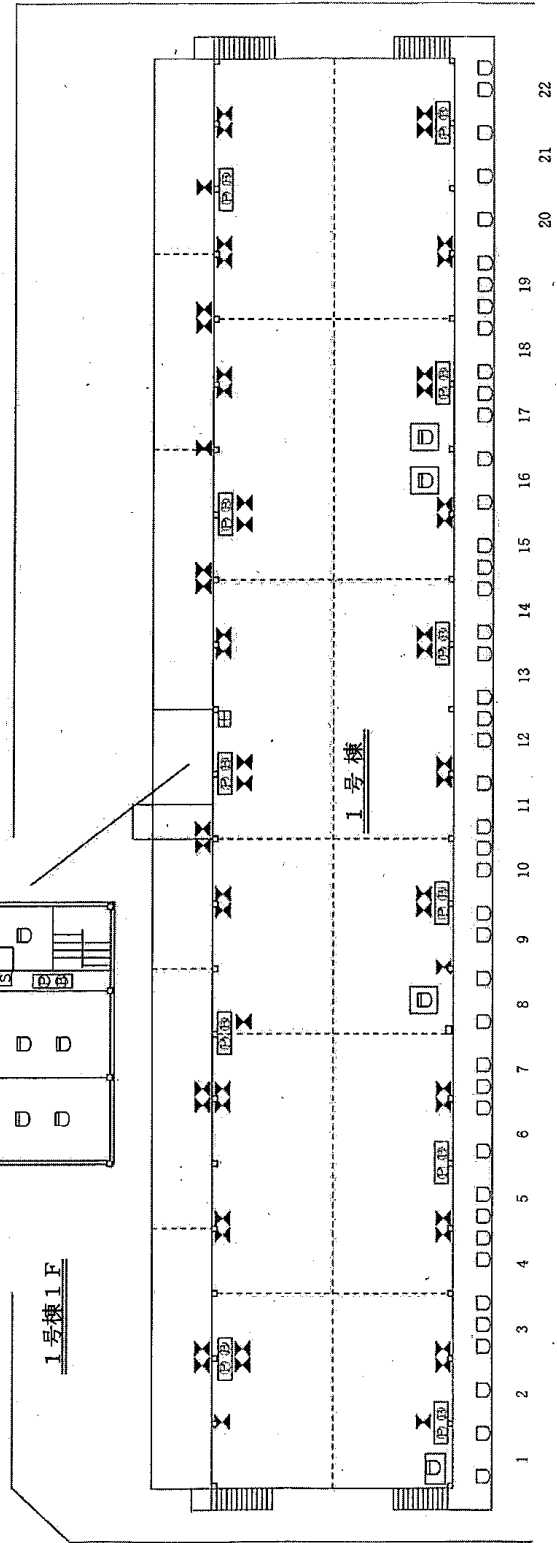
1号棟



1号棟 2 F



- 差動式スポット型感知器 17ヶ
- 定温式スポット型感知器 44ヶ
- ⊗ 煙感知器 2ヶ
- ⊗ 差動分布型感知器 56ヶ
- ⊗ 発信機 13ヶ
- ⊗ ベル 13ヶ
- 田 副受信機



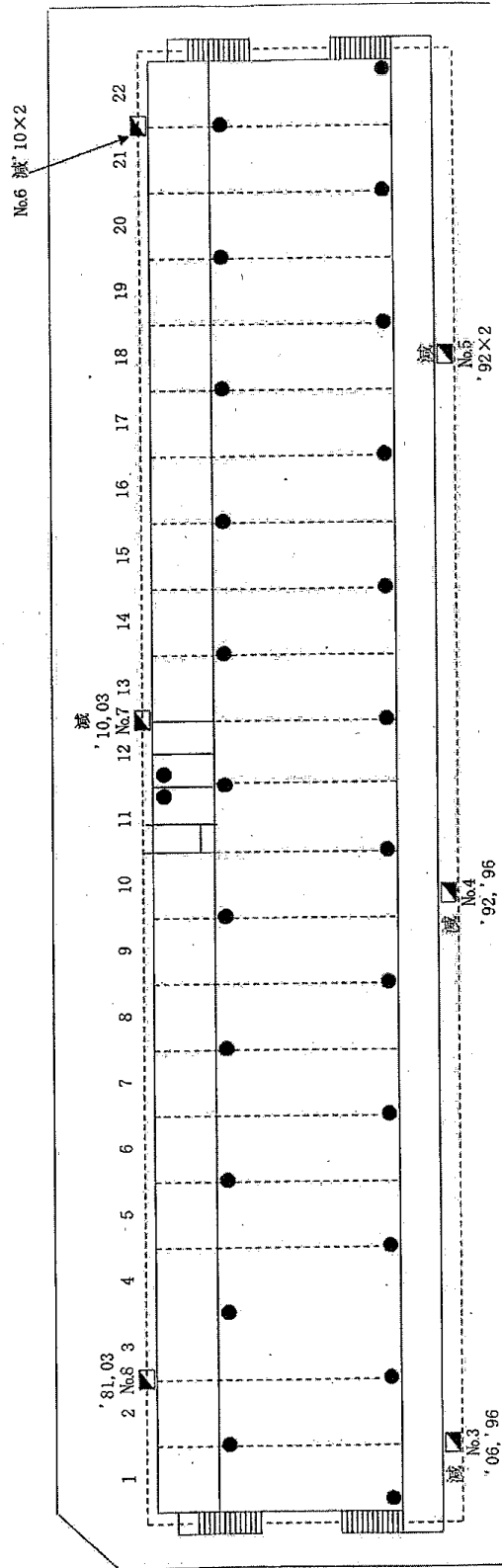
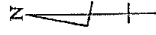
CF S 1 号棟 消防設備等設置場所

浜松内陸コンテナ基地

1号棟

● 消火器

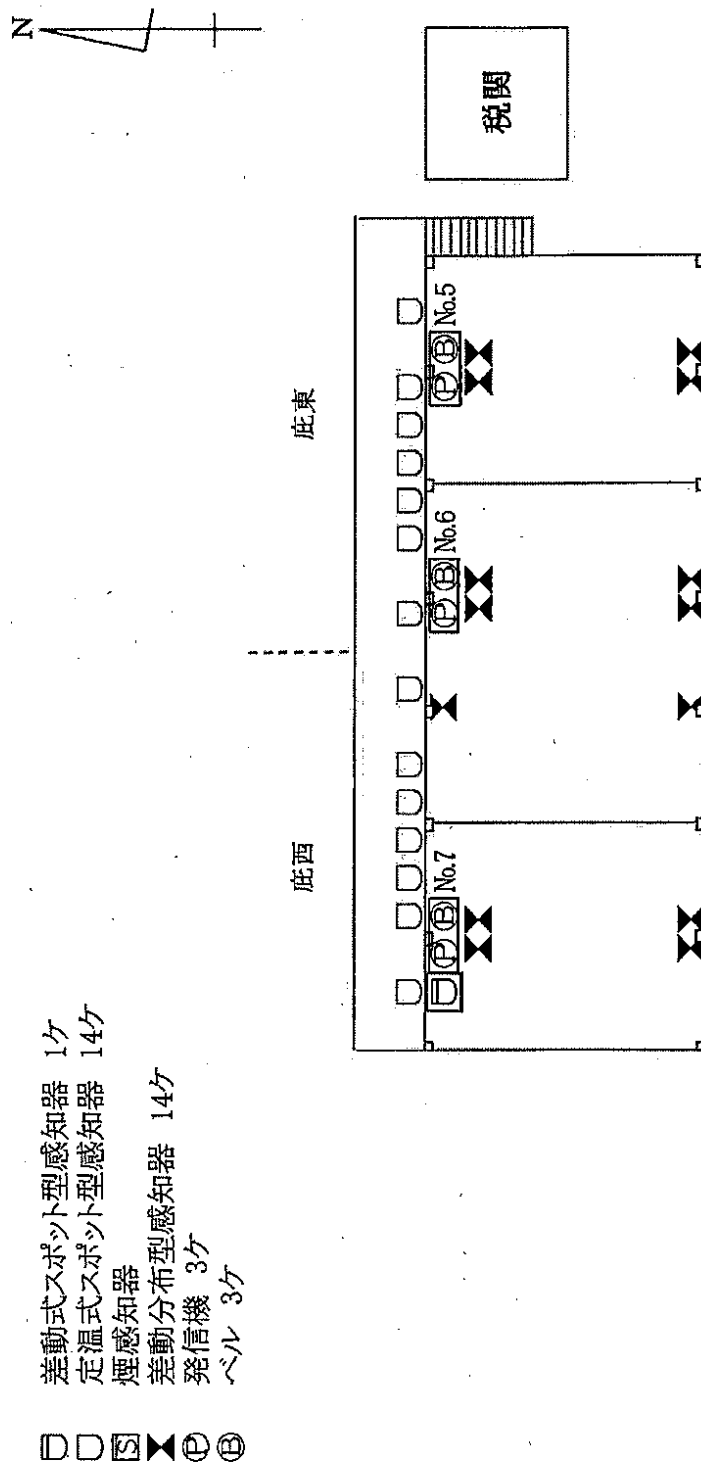
■ 消火栓



自動火災報知設備配置図

2号棟

C F S 2号棟 消防設備等設置場所

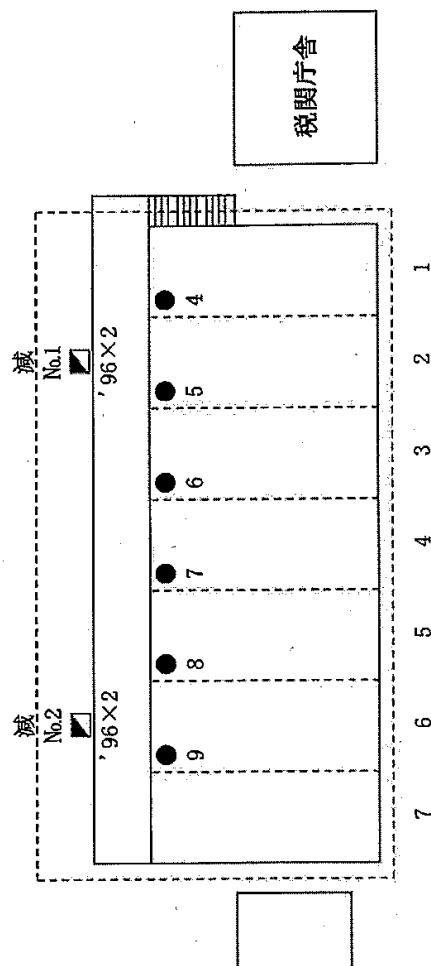


浜松内陸コンテナ基地

2号棟

C F S 2号棟 消防設備等設置場所

● 消火器
 ■ 消火栓



冷凍空調機器保守点検業務基準

1 保守点検対象機器

空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 7台

製造業者	型式	型番	定格出力	冷媒種類	初期充填量
三菱電機	PUZ-ERP140KA3	15U01250	2.4kW	R410A	4.9kg
同上	同上	15U01249	同上	同上	同上
同上	同上	15U01248	同上	同上	同上
同上	同上	15U01383	同上	同上	同上
同上	PUZ-ERP112HA9	19U05306	1.9kW	同上	4.3kg
同上	PUZ-ERP80HA9	1XU04816	1.4kW	同上	3.4kg
同上	PUZ-ERP63KA3	1ZU02096	1.1kW	同上	2.5kg

※ 設置箇所は別紙「浜松内陸コンテナ基地冷凍空調機器設置箇所」参照

2 保守点検内容

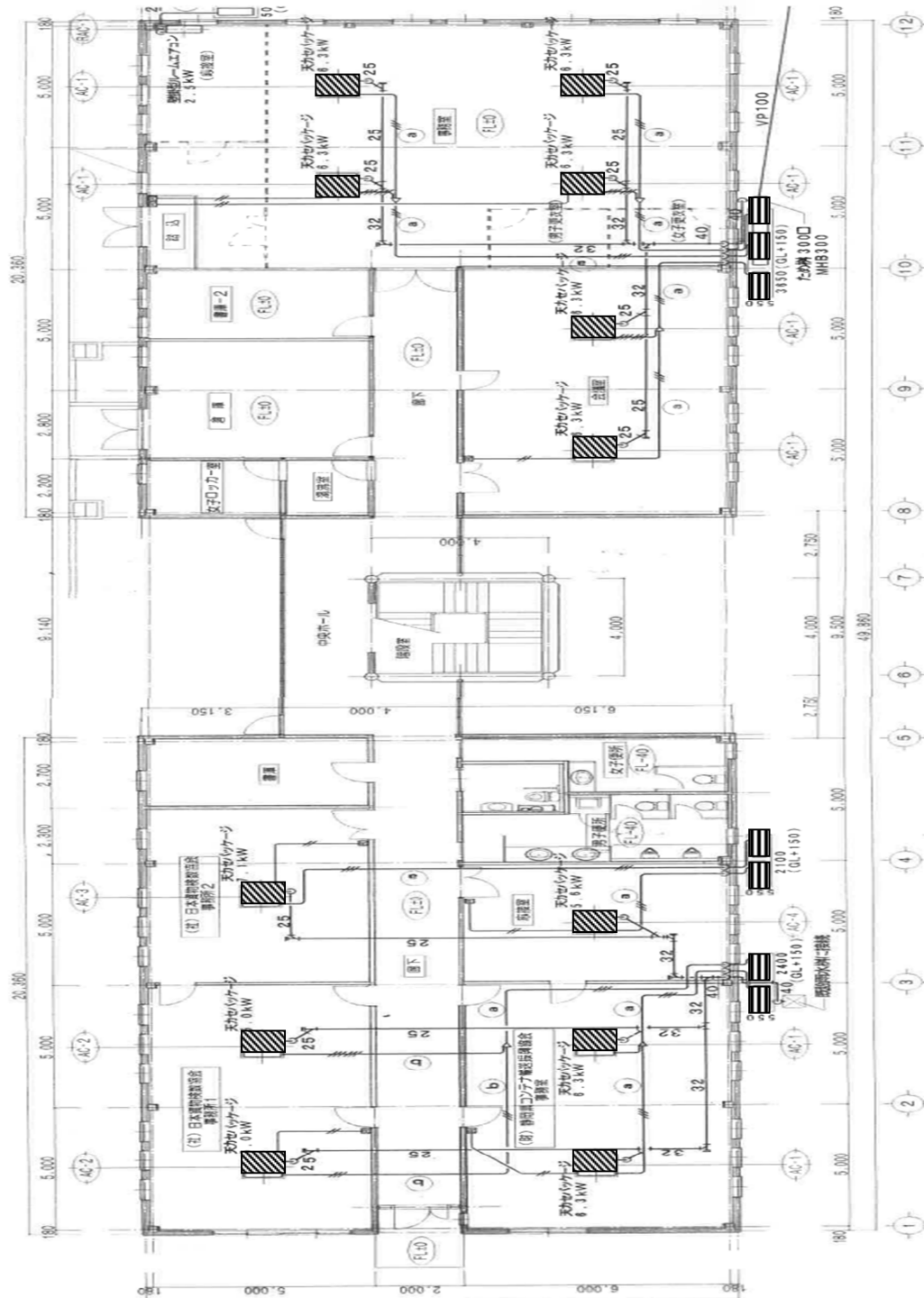
(1) 簡易点検の実施

- ア 内容 異音、外観の損傷、腐食、錆、油にじみ、霜付きの有無等について点検し、冷媒として充填されているフロンの漏えい可能性の有無を調査
- イ 頻度 3ヶ月に1回以上

(2) 点検整備記録簿の整備・記載

機器情報、冷媒種・充填量、点検・修理等の日時・内容・結果等について記載

浜松内陸コンテナ基地冷凍空調機器設置箇所



 室内機

 室外機

シャッター保守点検業務基準

1 保守点検対象設備

オーバースライダー手動式 38台

名称	品質・形状・寸法	数量
CFS 1号棟ハイリフト型	アルミ W=8600 H=3400	21か所
CFS 1号棟ハイリフト型	アルミ W=8600 H=4500	1か所
CFS 1号棟ハイリフト型	アルミ W=8600 H=2900	8か所
CFS 1号棟ハイリフト型	アルミ W=3950 H=3460	1か所
CFS 2号棟ハイリフト型	アルミ W=8400 H=3500	7か所

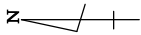
※ 設置箇所は別紙「浜松内陸コンテナ基地シャッター設置箇所」参照

2 保守点検内容

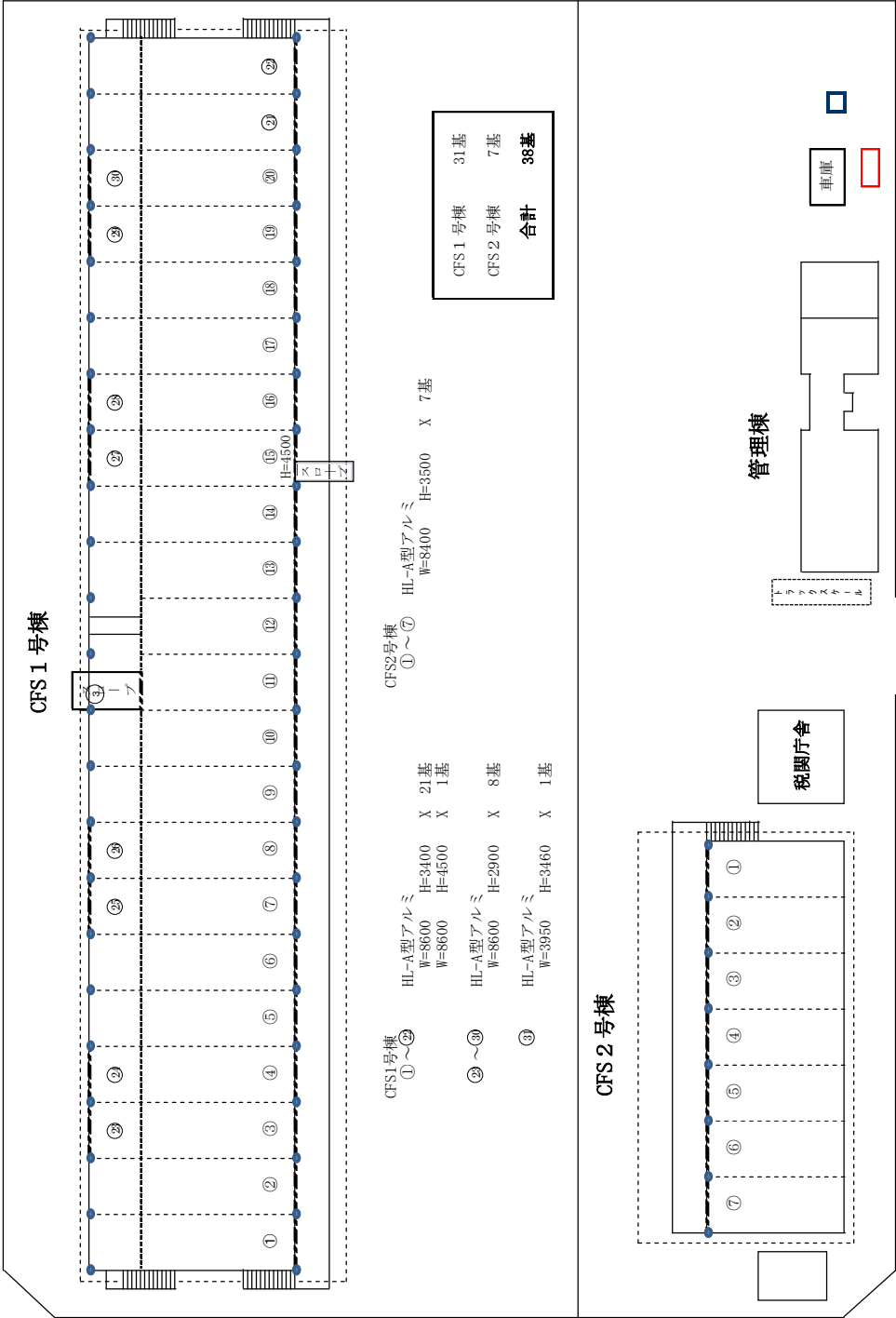
次の点検項目に関する保守点検を年1回実施する。

種別		点検項目	
外観機能	パネル	1	機能に支障がある変形、損傷
		2	ウェザーストリップ、明窓
	レール	3	機能に支障がある変形、損傷
		4	締結ボルトの緩み、躯体との固定
	ローラ	5	外観上の異常
		6	開閉時の異常
	丁番類	7	外観上の異常
		8	開閉時の異常
		9	締結ボルトの緩み
	巻取りシャフト	10	固定ボルトの緩み
		11	ドラム、カップリング、プラグ
		12	スプリング巻回数、蛇行、変形
		13	バランス状態
	ワイヤー	14	ドラムの巻取状態
		15	摩擦、断線
		16	ボトムの吊元、当りスリーブ
	ストッパー	17	機能に支障がある変形
		18	トップセクションの当たり
操作性	バランス	20	操作ロープ、取付金具
		21	鍵
		22	ラッチ、ラッチ掛け、ワイヤー

浜松内陸コンテナ基地シャッター設置箇所



静岡県浜松内陸コンテナ基地
シャッター設置箇所



廃棄物処理業務基準

- 1 処理する廃棄物の種類
一般廃棄物
- 2 処理する廃棄物の区分
 - (1) 可燃物
 - (2) 生ごみ
 - (3) 資源ごみ
 - (4) 危険物
- 3 廃棄物の収集運搬
毎週 1 回（原則として水曜日）
- 4 廃棄物の収集場所
管理棟倉庫前
- 5 請負について
 - (1) 請負業者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者
 - (2) 回収確認
請負業者が一般廃棄物を回収した場合には、必ず回収確認を行うこと。

トラック・スケール保守点検・定期検査業務基準

1 保守点検・定期検査を行う計量器

- (1) 所有者
静岡県
- (2) 使用者
指定管理者
- (3) 種類
トラック・スケール
- (4) 型式
鎌長製衡(株)製 TS 型 UCT1550K2
- (5) 器物番号
5255
- (6) 秤量
50t
- (7) 目量
10kg

2 保守点検・定期検査の内容

- (1) 保守点検(年 1 回)
表示部の点検・調整(初期化・設定・セットアップ)
ピット内の清掃・ロードセル部の荷重受け等のグリスアップ等
デジタルロードセル部及び指示計の点検
その他適正に作動しているか点検
- (2) 定期検査(隔年 1 回)
計量法第 116 条の規定に基づく計量証明検査又は計量法第 120 条の規定
に基づく計量証明検査に代わる計量士による検査

門・囲障(生垣を含む。)保守管理業務基準

- 1 門及び門扉の保守点検
正門及び裏門の門扉のレール部分の清掃、注油等の保守点検を行う。
- 2 囲障の保守点検
金網フェンスの破損等、防犯上支障がないか保守点検を行う。
- 3 生垣・樹木の管理
周辺地域の生活環境等に配慮するため、生垣の整枝及び剪定を行う。
植樹配置は別紙「浜松内陸コンテナ基地・植樹配置図」参照

(1) 剪定対象の植栽

樹種	本数	場所
カイヅカイブキ	67	南側
キョウチクトウ	84	西側
キンモクセイ	34	東側
サンゴジュ	58	北側
ヒラギナンテン	6	管理棟北側
ツツジ	10	消火栓ポンプ室東側
サツキ	5	管理棟南側（生垣）
ツバキ	1	中庭（生垣）
シラカシ	2	中庭
シャラ	1	中庭
ツバキ	1	中庭
サルスベリ	1	管理棟東側
ヤナギ	1	消火栓ポンプ室東側
サツキ	4	管理棟南側・東側
アジサイ	2	管理棟東側
ナンテン	1	管理棟東側

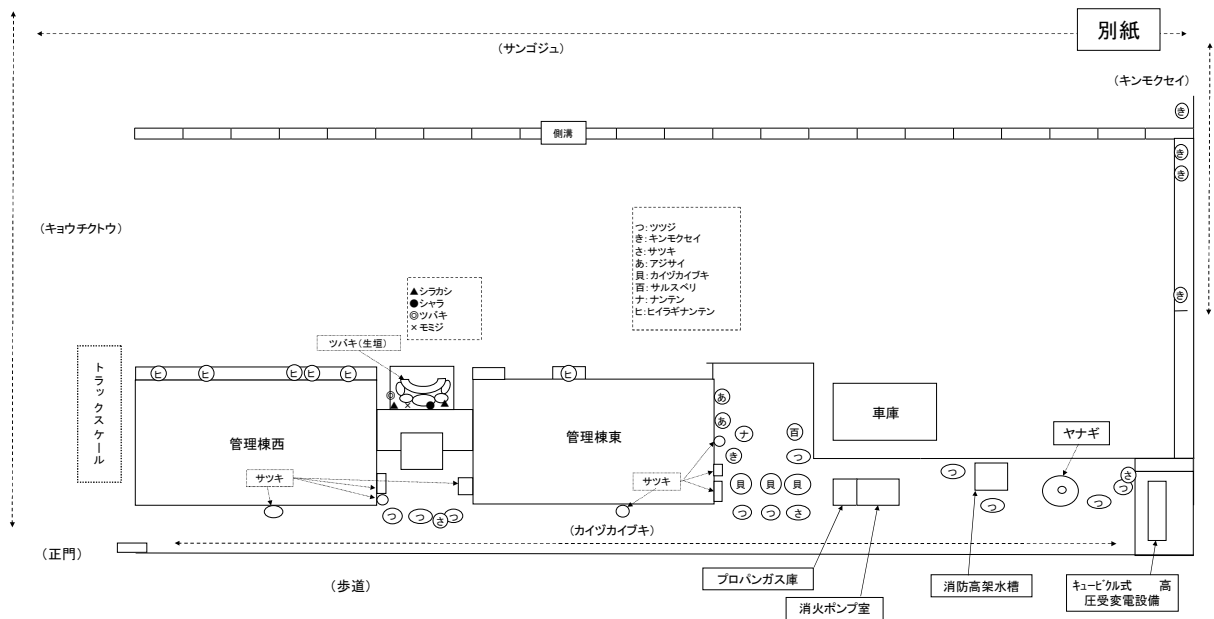
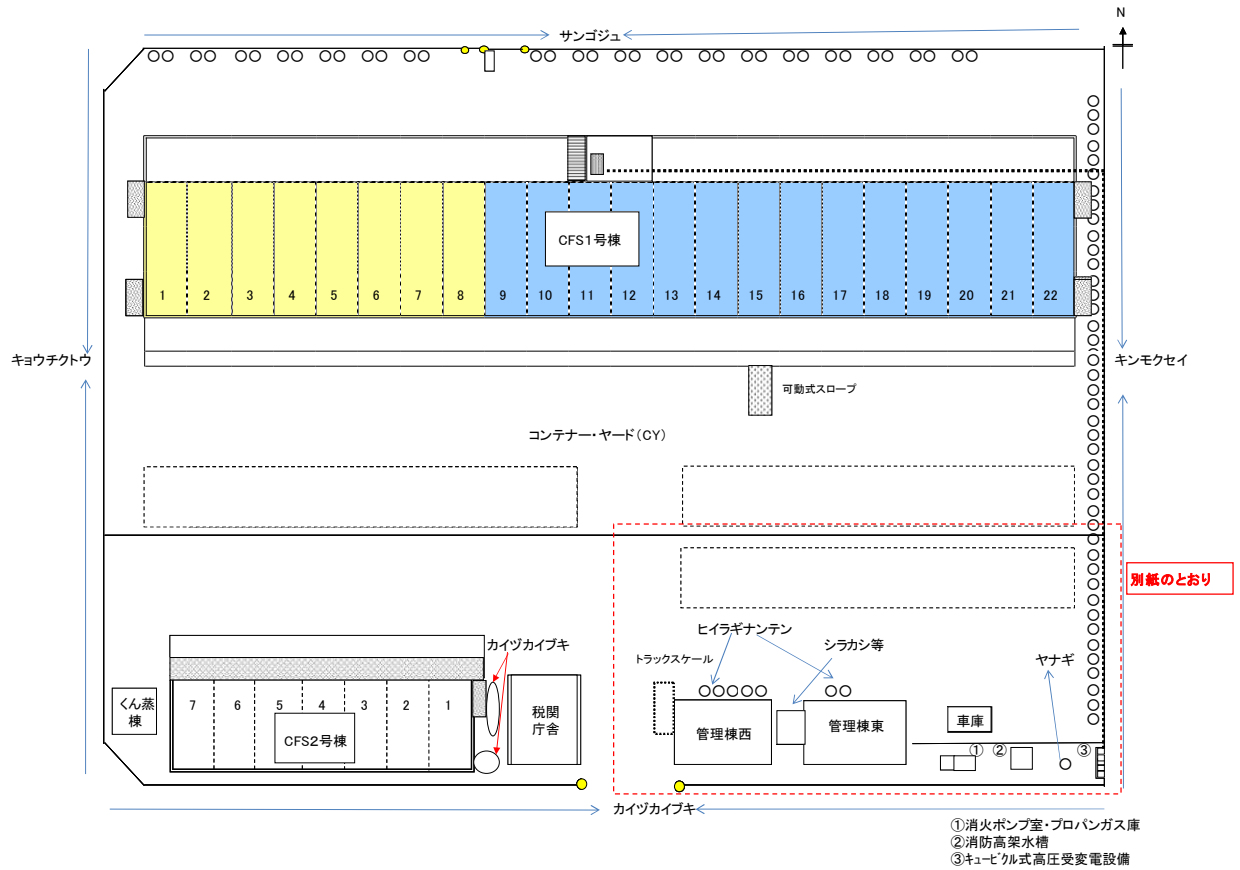
(2) 剪定業務内容

剪定、刈込み及び防虫の消毒を行う。
剪定、刈込み後の枝葉等は、清掃・運搬処理する。

(3) 剪定作業の時期及び期間

年 2 回（計 10 日間程度）

浜松内陸コンテナ基地・植樹配置図



有害鳥獣駆除作業基準

- 1 対象施設
C F S 1 号棟及びC F S 2 号棟
- 2 駆除対象
主にドバト、カラス等の鳥類
- 3 作業の手順
 - (1) 飛来調査
 - ア 被害状況
 - イ 飛来箇所・営巣箇所
 - ウ 飛来匹数・群れの大きさ
 - エ 飛来防止方法及び防止箇所の検討
 - オ 作業方法の検討（足場の確保）
 - カ 作業日程の検討
 - (2) 施工
 - ア 飛来防止策を検討して、適切な方法を採用し、実施する。
 - イ ハシゴ、組立足場、クレーン車、バケット車等の手段により飛来箇所に接近する。
 - ウ ドバトに付着する外部寄生虫のノミ、ダニ、シラミ等を駆除するため、営巣箇所を中心に清掃のうえ、殺虫剤をスプレーする。
 - エ ドバトに付着する外部寄生虫のノミ、ダニ、シラミ等を駆除するため、営巣箇所を中心に殺虫剤をスプレーする。
 - (3) 観察期間（点検）

駆除等の作業施工の完了後、観察期間として、3か月間は効果の有無の点検を行い、効果を確認する。効果がない場合は、再度飛来防止策を検討して対応する。
- 4 その他
ドバト、カラス等の鳥類以外の有害鳥獣に対しても、適宜対応する。